

平成27年1月9日
宮崎地家裁総務課印

平成26年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第2回）における議事概要

- 1 開催日時 平成26年11月21日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室
- 3 出席者（委員別，50音順）
 - （地裁委員） 江藤利彦，大野慎太郎，小金丸和代，末吉幹和，日高真利与
 - （家裁委員） 加藤聡，倉山茂樹，松田公利，矢野龍彦
 - （兼務委員） 市川正巳，蒲地圭司，小畑勝義，税所由美子，坂元陽介
 - （同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，首席家裁調査官，家裁首席書記官
 - （庶務担当者） 地家裁事務局長，家裁事務局次長，地裁総務課長，家裁総務課長，地裁会計課長，地裁総務課補佐，家裁総務課補佐，地家裁庶務係長
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉（地裁総務課長）
 - (2) 新任委員紹介等
 - ア 再任委員
 - 地家裁委員（兼務） 蒲地圭司委員（2期目）
 - イ 新任委員
 - 地家裁委員（兼務） 市川正巳委員
 - 同 金丸政保委員
 - 同 小畑勝義委員
 - 同 税所由美子委員
 - (3) 地裁委員会及び家裁委員会の各委員長の選任
地裁委員会及び家裁委員会の各委員長として，市川正巳委員を選任した。
 - (4) 地裁委員会及び家裁委員会の各委員長代理指名
地裁委員会につき末吉幹和委員を，家裁委員会につき松田公利委員をそれぞれ指名した。
- 5 意見交換会
 - 裁判員制度説明用DVDの視聴
 - 裁判所からの説明
「裁判員裁判の実施状況」について説明した。
 - 意見交換
 - ・委員長：今回のテーマは「裁判員裁判の現状と課題について」ですが，視聴していただいたDVD及び「裁判員裁判の実施状況」の説明について，御意見，御感想，又はお気付きになられたことなどございましたら自由に御発言をお願いします。
 - ・〇〇委員：報道等で，重大な事件に携わった裁判員に精神的なストレスがかかっていると聞いている。ストレスへ実際に配慮することも必要だが，広報活動の際に，配慮している事例を紹介すると一般市民は安心するのではないか。
 - ・〇〇委員：裁判員として裁判に参加することによって，裁判に対する認識や犯罪に対する意識・見方が変わるのではないかと思った。

- ・〇〇委員：裁判終了後、裁判員のメンタルが疾病化した場合、国がどこまで補償してくれるのか心配である。また、認知症等で入院している患者に通知書が届き、患者本人が出頭すると言っている場合に、主治医がその患者に代わって、病気を理由に辞退する旨の文書を送付しているのか伺いたい。それから、当院の女性看護師に対し、裁判員裁判について聞いたところ、殺人事件については辞退したいと言っていた。審理期間中や裁判終了後に、身の安全が保証されているのか心配だとも言っていた。
- ・説明担当者：裁判員に対する補償については、公務災害として一定程度の補償が認められる場合があると聞いているが、裁判所としては、疾病化しないように対策を考える必要があり、様々な対策をとっている。他に何かよい方法があればアドバイスをいただきたいと考えている。また、主治医が入院患者に代わって文書を提出できるかについては、はっきりしたことは言えないが、そういった場合には、裁判所へ相談してほしい。裁判所は、裁判員が裁判所まで行き来する間や裁判終了後について、一律に警備等を行っているものではないが、連絡カード記載の連絡先に電話していただければ、裁判員等への威迫を罰する規定があるので、警察等へ連絡して対応することになると思われる。
- ・委員長：補償が認められるかどうかは、因果関係があるかどうかにより、不明確な部分が多い。裁判員に対する危険が予想される場合は、必要な態勢を整えることになるが、全国的にそういった事例は聞いていない。
- ・〇〇委員：検察庁においても、裁判員に身の危険があったとは聞いていないが、組織的な犯罪などの場合は、裁判員裁判の対象事件から外すことができる。証人も、殺人事件等の場合は裁判所への出頭を嫌がるが、証言してもらわないと立証できないため、警察と協力して、証人の身辺警護をした事例がある。連絡カード等で、裁判所を通じて連絡があれば、警護できると思われる。
- ・〇〇委員：宮崎県では、口蹄疫が大きな問題となったが、口蹄疫が終息した現在でも、担当職員のメンタルが疑われるケースも発生している。このように時間が経ってから発症するケースもあることを念頭に、いつまで補償が認められるか、認められる期限を考えておく必要がある。
- ・〇〇委員：裁判員裁判に参加した方の95パーセントがよい経験というアンケート結果であるということであるが、裁判員制度は今後も続くのか。
- ・説明担当者：有識者や裁判員経験者の意見等も聴きながら、必要な改正は行われることになると思われるが、制度としてはこれからも続いていくものと認識している。
- ・〇〇委員：アンケートは、参加者全員から聞いた結果なのか。
- ・説明担当者：参加者全員に依頼して、任意に提出していただいた結果であり、記入せずに帰ってしまった方もいるかもしれない。宮崎地裁については、私の知る限り、参加者全員からのアンケート結果だと認識している。
- ・〇〇委員：報道の仕方の問題かもしれないが、裁判員を経験した方のほとんどがメンタル面でつらい思いをしているという印象を与える報道や殺人現場の映像が頭から離れないなどのきつい部分ばかりをクローズアップした報道がされている。しかし、本日説明があったように、裁判所では、裁判員のメンタル面に組織として様々な配慮をしていることが分かったが、裁判が終わってメンタル面の問題が生じるようなことがあると、その後のケアは職場でも行うことになり、職場としても無関心ではいられない。

- ・〇〇委員：現在司法担当ではないので、裁判員報道の現状については把握していない。裁判員裁判は、国民の意見を聴くための制度と理解しているところ、控訴審で判決が覆ることが多々あるようである。控訴審等において、どの程度第一審の意見を勘案しているのか知りたい。
- ・説明担当者：御指摘のとおり、控訴審等で判決が覆ることがあるが、最高裁において、平成24年2月に、従来よりも、第一審判決の尊重につながる判断が示されていて、その姿勢は、その後基本的には変わっていないと考えている。重大事件の判決が控訴審で破棄される割合は、裁判官裁判時代の方が多というデータがあるし、日本では三審制を採っていて、法律に照らして上級審で覆るのは制度上も予定されているところであって、先例重視か市民の判断尊重かという一部の論調は当を得ないものと考えている。量刑判断の在り方などについて、裁判員と必要な情報を共有し、適切かつ十分な評議を行っていけば、公平な裁判が実現されると考えており、この点が重要である。控訴審で破棄された事件については、破棄された理由を十分に考える必要があり、控訴審が破棄した事件があったからといって、第一審を尊重していないということではない。
- 裁判員裁判関連施設（裁判員候補者待機室等）の見学
- 裁判所からの説明
 - 「裁判員裁判に関する広報活動」について説明した。
- 意見交換
 - ・委員長：見学していただいた裁判員裁判関連施設及び「裁判員裁判に関する広報活動」の説明について、御意見、御感想、又はお気づきになられたことなどございましたら自由に御発言をお願いします。
 - ・〇〇委員：裁判員制度について、国民の理解は進んでいると思われるが、裁判員候補者の出頭率を高めるためには、広報活動は重要であると考えている。裁判員裁判に参加することによって充足感が得られ、参加した方の95パーセントがよい経験と言っていることを、広報活動を通じて示していけばいいのではないか。また、審理の分かりやすさの点について、アンケート結果によると、裁判官、検察官及び弁護人の法廷での役割はそれぞれ違うと思うが、分かりやすさに差があるのはどうしてか。それから、裁判員が拘束される期間を短くする検討も必要ではないか。
 - ・〇〇委員：裁判員裁判は量刑が重くなったといわれるなか、弁護人の説明の分かりにくさが量刑の重さにつながっているのではないかと懸念している。アンケート結果などから5年間の実績を見てみると、裁判員制度を作った時の理想が実現されていることが窺え、市民の感覚が裁判に反映されているのではないかとと思われる。ただ、①審理期間が長すぎる、②求刑よりも重い判決がある、③死体写真等を見た裁判員の精神的負担が大きいこの三つの点が気になっている。①について、刑事訴訟法において適正かつ迅速な裁判が保障されていることから、いくら適正な判決が出ても、平均審理期間が約9か月というのは長すぎるので、何か工夫が必要ではないか。②については、やむを得ないと思われるが、③については、より負担を軽くする方向で今後も努力してもらいたい。
 - ・〇〇委員：裁判員裁判を数回傍聴したが、以前は、6人の裁判員のうちひとりくらいしか被告人等へ質問しなかったところ、最近では、6人全員が質問するようになり、裁判員制度が徐々に定着していると感じている。判決を一生背負っていかなければいけないと

いう裁判員のコメントを報道で見たが、裁判員の中には、量刑を決めることに負担を感じている方もいると思う。

- ・〇〇委員：裁判員の経験がない人は、当然不安が大きいので、連絡カードがあることなどを広報活動でアピールする必要があるのではないか。
- ・〇〇委員：裁判員を経験してよい経験だったと回答したアンケート結果が多く出ていることを周知していけばいいのではないか。

6 次回予定

- ・委員長：次回の予定に移らせていただきます。次回のテーマについて御意見等がありますでしょうか。御意見等がなければ、「民事専門訴訟（医療，建築）について」，「少年事件（社会奉仕活動，被害者の傍聴，再非行率）について」及び「優秀な調停委員の確保及び育成について」の三つのテーマの中から議題を決めさせていただき，追って御連絡することideいかがでしょうか。
- ・全員：了承
- ・次回委員会期日：平成27年5月15日（金）午後1時30分

7 前回（平成26年5月16日実施）の地家裁委員会以降の取組について

○ 説明担当者

「前回のテーマ（家事事件手続法の概要と同法で求められる調停運営）」について，各委員からいただいた意見を基に裁判所が取り組んだ点（当事者への送付文書の改訂）について説明した。

以 上